

令和2年2月28日

千葉県一時預かり事業をご利用の皆様

千葉県こども未来局こども未来部
幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時預かり事業利用について

日頃より、本市保育行政へのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、本市においては、一時預かり事業利用の受入れについて、下記の通りとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 不定期利用につきましては、原則として受入れを停止いたします。
 - (1) 既に利用が決まっている場合は、原則として利用取りやめの手続きを一時預かり実施園と行ってください。
 - (2) 利用停止期間については、現時点では、3月3日から当面の間になります。(再開時期につきましては、ホームページ等でお知らせいたします)。
- 2 定期利用につきましては、現時点でお預かりしている児童につきましては、引き続きご利用可能ですが、可能な範囲で自宅での保育にご協力ください。